

第4節 基本目標3「親子の健康の確保と育成支援」

1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に保育や子育てサービスを利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供を行うなど、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

また、育児休業期間満了時からの保育を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるような環境を整えます。

No29	利用者支援事業	こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No19】 子育てに関する各般の問題に対し、相談や助言を行い、関係機関と連携しながら、育児不安等の解消に努めます。	

No30	子育て支援情報提供事業	こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No24】 地域における子育て支援に関する情報を一元的に把握し、町の広報紙やホームページ等を活用するなど子育て家庭への情報の提供等に取り組みます。 また、地域全体が協力し支えあえるよう、子育てに関する意識啓発を行います。	

2 子どもや母親の健康の確保

晩婚化や若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境が大きく変化している中、核家族化の進展などにより、子育ての孤立化や育児不安がますます深刻化しています。

このため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じ、母子の健康を確保することを目的に、乳幼児健診、家庭訪問、両親学級等の保健指導の充実に努めます。

また、保護者の育児不安の解消等を図るため、家庭訪問や乳幼児健診の場を活用した相談・指導を実施し、児童虐待の発生予防の観点も含め、妊娠期からの継続した支援を行います。

No31	健康診査事業	保健課・保健福祉課
事業内容	【No16 及び 17 関連】 妊婦や乳幼児の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促すとともに、各種相談指導を通して、母子の健康確保及び適切な育児支援に取り組みます。 また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診料の一部助成に取り組みます。	

No32	健康教育事業	保健課・保健福祉課
事業内容	離乳食実習や調理実習、親子遊び、講演等を通して、子どもの健全な発育・発達を支援し、参加者同士の情報交換や仲間づくり、育児不安の軽減等に取り組みます。	

No33 妊婦等への出産準備教育(パパママ教室)		保健課・保健福祉課
事業内容	<p>妊婦等の妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、妊婦同士の交流、情報交換の場を提供します。</p> <p>また、先輩ママとの交流を通じた育児不安の軽減等に努めます。</p>	
No34 家庭訪問事業		保健課・保健福祉課
事業内容	<p>【No17 及び 18 関連】</p> <p>妊産婦や乳幼児の健康状態を確認するとともに、育児不安を軽減し、健全に家庭生活を送ることができるよう、必要な保健指導等に取り組めます。</p> <p>また、経過観察等が必要な家庭に対し、適正な時期の保健指導等に取り組めます。</p>	
No35 予防接種事業		保健課・保健福祉課
事業内容	<p>子どもの定期予防接種に関する正しい知識の普及や個別の接種計画の助言、指導等、疾病予防に取り組めます。</p> <p>また、任意の予防接種に関し、適切な情報提供に努めます。</p>	
No36 母子健康相談事業		保健課・保健福祉課
事業内容	<p>母親の妊娠、出産、育児に伴う不安を軽減し、子どもの健全な発育・発達を支援するよう、母子の健康相談に取り組めます。</p>	
No37 母子健康手帳交付事業		保健課・保健福祉課
事業内容	<p>妊娠の届出の際に、母子健康手帳の交付を行うとともに、生活状況や家族関係の把握をするなど、母親が健康で安心して妊娠期を過ごし、出産に臨めるよう、保健指導、相談に取り組めます。</p>	
No38 歯科保健事業		保健課・保健福祉課
事業内容	<p>歯科医師との連携を強化し、歯科検診を受けられる体制を維持するとともに、歯科保健の重要性を意識づける教育・相談事業に取り組めます。</p> <p>また、乳幼児健診（1歳6カ月児及び3歳児）時に、虫歯予防に効果的なフッ素塗布（無料）を実施します。</p>	

3 食育の推進

健康な生活を送るために食生活は重要であり、特に成長期にある子どもにとっては、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた人との触れ合いが、心と身体の成長に大きな役割を果たしています。

このため、保育所、学校等と連携の上、保護者を対象に食の指導や食に関する情報の提供に努めます。

No39	食に関する学習機会や情報提供事業	保健課・保健福祉課・給食センター
事業内容	妊産婦をはじめ、子どもの成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣などに関する学習機会や情報の提供に取組みます。	

4 思春期保健対策の充実

10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大や喫煙、飲酒、薬物乱用の問題が顕在化しています。

このため、学校において、性教育、喫煙防止教育等を実施するとともに、さらに医療機関や保健機関と連携の上、正しい知識の普及・啓発に努めます。

No40	思春期保健対策事業	保健課・保健福祉課・学校教育課
事業内容	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙・薬物等に関する教育、相談体制や情報の提供等に取り組めます。	

5 小児保健医療の充実

安心して子どもを産み、子どもが健康に育つ環境をつくるためには、健診をはじめとした小児保健医療等への支援が重要となります。

このため、医療機関等との連携の上、小児保健医療体制の充実を図るとともに、情報提供に努めます。

No41	小児保健医療の充実・確保	保健課・町民課・保健福祉課
事業内容	小児保健医療の充実・確保は、安心して子どもを生み育てる基盤となることから、医療機関等との連携や情報の提供等に取り組めます。	

No42	子ども医療費助成事業	町民課
事業内容	児童養育家庭等の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費の一部助成に取組むとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	

6 次代の親の育成

少子化や近隣住民同士の交流の希薄化が進み、異年齢の子どもとふれあう機会が減っており、実体験を通じた中で、母性や父性を身に付けることが困難になっています。

このため、将来親になる子どもたちに、乳幼児とふれあう機会を提供するなど、次代の親の育成に努めます。

No43	子育てに関する男女参画の啓発	こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義に関する啓発や情報提供に取組みます。	

No44	乳幼児ふれあい体験事業	こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	子どもを産み育てることの意義、子どもや家庭の大切さが理解できるよう、保健、福祉、教育分野が連携し、中高生を対象に乳幼児とのふれあいの機会を提供します。	

第5節 基本目標4「支援を必要とする子どもへの取組みの推進」

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待等をはじめとした子どもにかかわる様々な問題は、子どもの権利を侵害し、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすものであり、予防・早期発見・早期対応が求められています。

このため、すべての子どもの健やかな成長を保障するとともに、支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察や地域等の関係機関が連携・協力した総合的な支援に努めます。

No45	子どもの権利の普及・啓発	こども課・保健福祉課
事業内容	子どもの権利を尊重し、子ども一人ひとりを守り育てるため、「幕別町子どもの権利に関する条例」の普及・啓発に継続して取組みます。	

No46	児童虐待予防事業	こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	乳幼児健診時等に、母親と育児相談等を行う中で子育て等に対する不安を軽減し、虐待の予防や防止に取組みます。	

No47	要保護児童対策地域協議会	こども課・保健福祉課
事業内容	町、保育所、幼稚園、学校、児童相談所、民生委員、医師等で構成する要保護児童対策地域協議会を開催するなど、関係機関が連携して、児童虐待の予防や早期発見、早期対応、再発防止に取組みます。 また、要保護児童に関する専門的な研修の機会を活用するなど適切な対応に努めます。	

No48	民生委員・児童委員活動事業	福祉課
事業内容	【再掲 No28】 地域における身近な相談者として、子どもの健全育成に取組みます。 また、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。	

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭等のひとり親家庭は、子育てを行う上で、経済的・社会的に不安定な状態にある場合が多く、総合的な対策を適切に実施することが求められています。

このため、ひとり親家庭の子ども健全な育成を目的に、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めます。

No49	母子家庭等支援体制の充実	こども課・保健福祉課
事業内容	ひとり親家庭の相談、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金等の社会的自立に必要な情報の提供に取組みます。 また、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努めます。	

No50	ひとり親家庭等医療費助成制度	町民課
事業内容	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の一部助成に取り組むとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	

3 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病や事故の予防及びその早期発見を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導に継続して取り組みます。

また、障がい等が確認された子ども及びその保護者に対して、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行い、不安の解消等に努めます。

No51	障がい児保育事業	こども課・保健福祉課
事業内容	障がい児が、保護者の就労等のため、保育に欠ける場合においても、安心して保育を受けられる環境づくりに取り組みます。 また、発達障がいを含む障がい児に対する保育についての研究・研修の実施や適切に支援するための保育士の配置など体制整備に努めます。	

No52	健康診査事業	保健課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No31】 妊婦や乳幼児の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促すとともに、各種相談指導を通して、母子の健康確保及び適切な育児支援に取り組めます。 また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診料の一部助成に取り組めます。	

No53	心身障がい児通所交通費助成制度	福祉課
事業内容	心身に障がいをする子どもの機能回復訓練や治療等を目的とした施設への通所に要する交通費の一部助成に取り組めます。	

No54	身体障がい児補装具給付事業	福祉課
事業内容	障がい児を養育する家庭等の経済的負担の軽減を図るため、身体障がい者手帳の交付を受けている子どもに対し、必要な補装具の購入や修理に要する費用の一部支給に取り組めます。	

No55	地域生活支援事業	福祉課
事業内容	障がいをする子どもが、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう活動の場を提供し、日常的な訓練を行うなどの支援に取り組めます。	

No56	発達支援センター	福祉課
事業内容	<p>障がい児及び発達に支援の必要な児童に対し、専門的な相談、指導、療育等を行い、その心身の発達を総合的に支援するため、障がい等の早期発見、児童とその保護者に対する指導等に取り組めます。</p> <p>また、幼稚園や保育所、学校など関係機関との連携を図り、集団生活における指導の対応や相談に応じるなど充実した事業に努めます。</p>	

No57	言語通級指導教室	学校教育課
事業内容	<p>通常の学級に所属しながら、ことばの発達に遅れが認められる等の小学生の心身の健全な発達を支援するため、札内南小学校の言語通級指導教室において個別指導を行い、障がい等の改善・克服を図ります。</p>	

No58	個別支援計画の作成	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	<p>障がいや発育・発達の遅れのある子に合わせた適切かつ継続的な支援を提供するため、乳幼児期から成人期までのライフステージに関わる機関が個別支援計画を作成します。</p>	

No59	自立支援協議会こども発達部会の設置	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	<p>乳幼児期から成人期までのライフステージに携わる保健・医療・福祉・教育・就労の関係者で、発達支援に関する課題やその解決方法を検討していき、連携を図ります。</p>	

4 障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見ならびに治療の推進

障がいの原因となる疾病を早期に発見し、事故に対しても適切な対応がとれる体制づくりや正しい知識等の普及啓発に努めます。

また、地域において保健医療サービスを安心して受けられる体制づくりに努めます。

No60	健康相談の充実	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	<p>身近なところで効果的な健康相談が受けられるよう、相談機会の拡充と内容の充実を図り、心身の健康についての正しい知識を普及するとともに、疾病の予防・早期発見、健康の保持・増進に努めます。</p>	

No61	保育所・幼稚園等巡回発達相談	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	<p>集団生活場面における発達の遅れの「気づき」を促し、早期に相談に繋がるよう支援していきます。</p>	

5 発達障がいのある子どもへの、一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援

発達障がいのある子どもやその家族のニーズに応じた一貫した支援を行える体制の充実に努めます。

No62	特別支援教育の推進	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	障がいや発達の遅れのある子のもつ能力や特性を最大限に伸ばし、それぞれの障がい及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を構築します。	

No63	放課後等デイサービスの充実	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期期間中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を確保します。	

No64	特別支援教育支援員	学校教育課
事業内容	町立幼稚園及び小中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもたちを適切に支援するため、特別支援教育支援員を配置し、学校等における日常生活上の介助や学習支援など子どもの集団生活の支援に取り組めます。	

第6節 基本目標5「職業生活と家庭生活との両立の推進」

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

男女ともに充実した生活を、特に子育て期において送るためには、仕事と家庭の時間のバランスが大切であり、多様な働き方を選択できるようにするとともに、働き方を見直すことが必要です。

このため、国や道、関係団体、地域住民と連携を図りながら、啓発や情報の提供に努めます。

No65	ゆとり時間推進啓発事業	商工観光課
事業内容	仕事と生活の調和の実現に向けた理解や合意形成を促進するため、啓発や情報の提供に取組みます。	

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

女性の社会進出の増加や就労形態の多様化により、仕事と家庭の両立のための支援や対策の充実が求められていることから、ニーズに応じた保育サービス等の充実に努めます。

No66	企業と連携した子育て支援の推進	こども課・商工観光課
事業内容	幕別町商工会や事業所との連携により、子育て支援の充実に努めます。	

No67	仕事と子育ての両立支援事業	こども課・保健福祉課
事業内容	保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実など、多様な働き方に対応した体制の整備、情報の提供に取組みます。	